

事務連絡

事務連絡  
平成9年3月17日

各通商産業局等  
ガス保安行政担当課御中

資源エネルギー庁公益事業部ガス保安課

ガス事業法の導管の設置工事における「同一場所」の運用について

ガス事業法施行規則第29条別表第一中導管の設置工事における「同一場所」の運用について、下記のとおり定めたので、通知する。

以上について、貴局管轄のガス事業者に対し遺漏なく措置するよう周知及び指導されたい。

なお、社団法人日本ガス協会に対しては同様の通知をしていることを申し添える。

記

(1) 取替設置する既設の導管が道路に直接埋設されている場合であって、取替設置による導管が、既設の導管が埋設されている道路（道路の改造に伴う拡幅部及び仮設道路等を含む。）に直接埋設される場合

なお、「道路」とは、一般に交通の用に供される場所をいい、公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路）及び私道を含む。

(2) 取替設置する既設の導管が道路以外に直接埋設され、この設置場所が道路となる場合であって、取替設置による導管が当該道路に直接埋設される場合

(3) 取替設置する既設の導管が橋梁、共同溝及び洞道に設置されている場合であって、取替設置による導管が、それぞれ既設の導管が設置されている橋梁、共同溝及び洞道に設置される場合

(4) 取替設置による導管が、(1)、(2)及び(3)と同等とみなすことができる場所に設置される場合

平成11年11月1日

各道商産業局 ガス（保安）課長 岐



資源エネルギー庁公益事業部  
ガス技術安全課 製造班長  
供給班長

### 感震自動ガス遮断装置の作動による供給支障について

上記の供給支障については、平成9年度の簡易ガス担当官会議において説明したとおりであるが、その後この件について問い合わせ等があることから、本件の解釈及び運用に關し徹底を図ることとしたので、通知する。

#### 記

1. 特定製造所に設置した感震自動ガス遮断装置が適正な作動をしたことによる30戸以上の供給支障については、従来どおり速報及び詳報の報告を受け付けることとする。
2. しかしながら、感震自動ガス遮断装置の設置は、地震時の二次災害発生を予防するためのものであることから、その作動はいわゆる事故とは性格を異にするものである。したがって、報告を受ける際には、
  - ①供給支障戸数、復旧対策及び復旧予定日時の把握に重点を置き、ガス事業者に過度の負担とならないよう運用すること。（例えば、建物区分、最高使用圧力、損害額の概算及び事故発生の防止策など必ずしも記載を要しない。）
  - ②供給支障の原因については、感震自動ガス遮断装置が作動したとき、当該地域に地震が発生したと言う事実があれば、この作動は適正な作動とみなして差し支えない。
3. なお、感震自動ガス遮断装置が適正に作動したことによる供給支障については、これを他の供給支障事故と集計上区分して取り扱うこととした。

(参考)

1. 当課としては以下の理由から、事故報告を受ける必要があると考えている。
  - ①ガス事業者には供給義務が課せられており、原因はどうあれ供給が停止することは、一般需要家保護の観点から事態を把握することは重要である。
  - ②復旧にあたっては、事業者の適切な復旧活動及びある程度の復旧時間を要することから復旧活動が適切に行われるか事業者を監督することは重要である。
  - ③感震自動ガス遮断装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、ガス事業を所管する通商産業省として供給停止戸数、復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要である。
2. マイコンメーターとの違い。  
マイコンメーターが作動した状態でも、ガス事業者は各需要家のメーターまでガスを供給しており、供給義務は果たしていると考えられる。また需要家がガスを使用しようとすると、自分で復旧することによりすぐにガスの供給を受けることができる。しかし、供給元でガスを遮断した場合、需要家がガスを使用しようとしても、自分で復旧できず、ガス事業者の復旧作業にたよらざるをえない。  
従って感震自動ガス遮断装置の作動と、マイコンメーターの作動では状況が異なり、これを同一に取り扱うことは適当でないと考える。

# 経済産業省

平成15・07・03原院第1号  
平成15年7月30日

## ガス事故報告の運用について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-245a-03-1

原子力安全・保安院は、ガス事業法施行規則（以下「規則」という。）第111条第1項の表第14号及び第19号並びに第112条の運用について下記のとおり定める。  
なお、平成7年2月28日付け「ガス事故報告の運用について」（7資公部第72号）、平成8年5月30日付け事務連絡「ガス事故の速報体制について」及び平成11年1月1日付け「感震自動ガス遮断装置の作動による供給支障について」（資源エネルギー庁公益事業部ガス技術安全課製造班長及び供給班長発出文書）は、廃止する。

### 記

1. 規則第111条第1項の表第14号及び第19号に基づく規則様式第64及び第67中の用語の意義及び記載に当たっての注意事項は、次のとおりとする。

#### (1) ガス工作物の損傷

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

#### (2) 供給支障

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合は供給支障として扱わない。

- ① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ② マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）
- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合

#### (3) 製造支障

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所のすべてのガス発生設備が運転を

停止したことをいう。ただし、以下の場合は製造支障として扱わない。

- ① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）

(4) 多量のガス漏えい

ガス工作物の折損、接合部の抜け出し、破壊などにより発生した漏えいであって、附近住民又は附近作業員に避難又は退避を勧告した程度のものをいう。

(5) 少量のガス漏えい

ガス工作物からの漏えいであって多量に該当しないものをいう。ただし、接合部等からの微量（ネジ接合部分等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）の漏れは除く。

(6) 記載注意事項

① 発生箇所の分類は、別表の事故発生箇所別分類表1により、原因の分類は、別表の原因別分類表2による。なお簡易ガス事業者のガス事故年報は、原因別分類表2に準じて計上すること。

② 原因は事故の直接の原因による。例えば、他工事による埋戻し後数日で地盤沈下が発生し、それが他工事による地盤沈下であることが明確である場合は、他工事として計上すること。

③ 様式中の「事故の状況」の欄の2以上に該当する事故の場合にあっては、その発生の状況に応じ、最初に現れた状況に該当する欄に計上し、それに伴い発生した状況については、その該当欄に外数とし（ ）を附して計上すること。

また、供給支障に該当するもののうち、その原因が特定製造所内に設置された感震自動ガス遮断装置の適正な作動によるものは、その該当欄に外数とし《 》を附して記載すること。

## 2. 規則第112条第1項の表中の用語の意義及び取扱いは、次のとおりとする。

(1) 死亡

死亡とは、事故発生後おおむね5日以内に死亡したものをいう。ただし、自殺による当事者は除く。

(2) 供給支障事故

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合は供給支障事故として扱わない。

- ① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ② マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安栓を除く。）を除く。）
- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合
- ⑤ 感震自動ガス遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合

ただし、当該装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、供給停止戸数、

復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要であることから、発生時の情報提供については、速やかに所轄経済産業局に報告すること。

⑥ 緊急ガス遮断装置（ガス需要家又は建物所有者の資産である場合に限る。）の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

(3) 製造支障事故

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所のすべてのガス発生設備が運転を停止したことをいう。ただし、以下の場合は製造支障事故として扱わない。

- ① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

(4) 負傷、中毒又は酸素欠乏症

負傷、中毒又は酸素欠乏症とは、医師の診断により加療を要すると認められるものという。ただし、自殺による当事者は除く。

(5) 高圧又は中圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、脱硫施設、ガス洗浄施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、液化ガス用貯槽、液化ガス用ポンプ、熱交換器（高圧又は液化ガス用）、冷凍設備、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、ガス圧縮機（高圧用）、空気圧縮機（高圧用）、粉塵防止用集塵機、ガス配管（高圧及び液化ガス用配管で内径150mm以上のもの）、整圧器、特定ガス工作物

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器、付臭設備

③ 導管

輸送導管、輸送導管以外の導管であつて最高使用圧力が、1MPa以上のもの及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器並びに整圧器

④ 特定ガス工作物

高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）、ストレージタンク、集合装置、調整装置、気化装置、配管

(6) 低圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、タール排除器、アンモニア飽和器、ガス洗浄施設、脱硫施設、ベンゾール吸収施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、液化ガス用貯槽、液化ガス用ポンプ、冷凍設備、粉塵防止用集塵機、液化ガス用配管（内径15.0mm以上のもの）、整圧器

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器、付臭設備

③ 導管

輸送導管及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器並びに整圧器

(7) ガス工作物の損壊事故

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合であって、加えて一般公衆に対し避難、家屋の倒壊、交通の困難等を招來したものという。

なお、これらの事故については、その状況を明確に説明する参考資料を添付すること。

(8) 爆発又は火災事故

漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作物（ガス工作物を除く。）を損壊させたもの又は火災を起こしたものという。

(9) 交通の困難

交通の困難とは、ガスによる災害の発生を防止するため道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は附近住民の往来困難等を招來したものという。

(10) 消費機器又はガス栓の使用

消費機器とは、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（コンロ、ふろがま、湯沸器、ストーブなど）及びそれらの附属装置（ゴム管、強化ホース、金属可とう管など）をいう。

なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障（ガスの漏えいを伴わないものに限る。）による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

(11) 負傷又は物損事故

負傷又は物損事故のうち、自殺による当事者及び当事者宅は除く。

3. 規則第112条第1項に定める速報の取扱については、次のとおりとする。

(1) 報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、事故の発生を速やかに所管官庁に報告を行うことにある。

報告を受けた所管官庁はその内容を関係者に周知することにより、事後の対策、関係各方面との折衝等を円滑に行う。従って、事故の発生又は発生を知ったときから24時間を上限とし、可能な限り速やかに（できる限り復旧が終了する前に）報告を行うものとする。

なお、報告の対象となる事故かどうか確認されていなくとも、その可能性が十分高いと判断される場合には、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告すること。

(2) 報告の方法

速報の報告手段については電話、電報、ファクシミリ等が考えられるが特に限定するものではない。

(3) 報告の内容

報告の内容は規則第112条第2項に定められているとおり、事故発生の日時（いつ）、場所（どこで）、概要（なにが、どうなった）、原因（なぜ）という事故状況を説明するための最小限の要件及び応急処置、復旧対策、復旧予定日時等事故に対処すべく取った措置についてである。

前述のとおり、速報とはその時点での知り得た情報を迅速に所管官庁に報告することに意義があり、しかもその内容は簡潔で要領を得たものでなければならない。よって事故発生当初、報告する事項のうち不明な点があつても報告を行い、その後、不明な点が判明した時点で報告することとする。また、先に提出した報告内容を訂正する必要が生じた場合も同様の取扱いとする。

4. 適用時期について

本運用は、平成15年9月1日以降に発生した事故に係る報告から適用する。

事故発生箇所別分類表 1

事故発生箇所	内 容
ガス発生設備	ガス発生設備には、原料、空気及び蒸気の配管のガス発生設備入口第1バルブからガス発生器出口側の第1水封器又は第1バルブまでのガスの通る部分のものが含まれる。
ガス精製設備	ガス精製設備には、ガス発生器出口側の第1水封器又は第1バルブの出口から導管までのガスの通る部分のものが含まれる。(排送機、圧送機、冷凍設備、ガスホルダー(レリーフホルダーを含む。以下同じ。)、整圧器を除く。)
排 送 機	
圧 送 機	
原 料 用 貯 槽	原料用貯槽には、原料受入設備から、ガス発生器入口第1バルブの入口までの液の通る配管が含まれる。
冷 凍 設 備	冷凍設備には、圧縮器、ぎょう縮器、受液器、油分離器および冷媒を通ずる配管が含まれる。
ガスホルダー	ガスホルダー入口第1バルブから、ガスホルダー出口第1バルブまでの設備
整 圧 器	
導 管	輸送導管、本管、支管、供給管、ガスマーター及び内管(整圧器、水取器、導管に附属するバルブを除く。)
水 取 器	
導管に附属するバルブ	
その他のガス工作物	ボイラー、ばい煙(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するものをいう。)処理設備、通風設備、集じん機、装炭車、消火車、ガイド車、排水処理設備等上記のいずれの分類にもはいらないもの

原因別分類表2

原 因 别		内 容
大 分 類	小 分 類	
自然現象	暴 風 雨	雨、風、暴風雨等によるものをいい、これらにより倒れたものによる破壊を含む。
	地 震	地震によるもの
	水 寄	洪水、高潮、津波等によるもの
	山 崩 れ	山くずれ、地すべり等によるもの
	そ の 他	雷、地盤の凍結、メーターの凍結等によるもの
火 災	火 災	ガス工作物に近接した家屋等の火災によるもの
停 電	停 電	停電によるもの
ガス工作物の不備	製作不完全	ガス工作物の設計、製作材質等の欠陥によるもの
	施工不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにも拘わらず、ガス工作物の材質機構等に劣化を生じたもの
	保守不備	巡視、点検、手入等の保守の不完全（特定製造所におけるガス切れも含む。）によるもの
ガス工作物の誤操作		作業者（自社又は自社の工事請負者の命を受けてガス関係の作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるもの
他 工 事		導管の周囲においてガス会社以外のものが行うガス工作物以外のものの工事中における作業によるもの
地盤の不等沈下		地盤の沈下によるもの
交通量の激化		車両等の交通に伴う振動、衝撃等によるもの
導管工事		作業者が行う輸送導管、本管、支管、供給管及び内管等の工事中の作業によるもの
そ の 他		上記のいずれの分類にも入らないもの